



長野県報

7月7日(月)
平成15年
(2003年)
第1471号

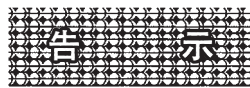
目次

告示

保安林予定森林にする旨の通知(森林保全課)	1
道路の供用開始(2件)(道路維持課)	2
道路の区域変更(2件)(道路維持課)	3

公告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出書及び添付書類の縦覧(産業振興課)	8
一般競争入札(農業技術課)	8
土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分(農村整備課)	9
農地保有合理化事業規程の変更の承認(農村整備課)	9
一般競争入札(下水道課)	9



長野県告示第348号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成15年7月7日

長野県知事 田中康夫

1(1) 保安林予定森林の所在場所

飯田市大瀬木2626の10、山本6730の20から6730の22まで、6732の3、上飯田8118の1、8120の1、8120の10、8120の12、上伊那郡高遠町大字西高遠1352、1353のイ、1353のロ、1605の1、1605の24、1605の25、1605の27から1605の34まで、1605の50から1605の52まで、1605の54から1605の75まで、1605の79、1605の273、1605の639、下伊那郡阿南町字富草4351の124・4351の129・6030の1(以上3筆国有林。)

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大瀬木2626の10(次の図に示す部分に限る。)、山本6730の20から6730の22、6732の3、字富草4351の124(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡清内路村1816の3、1828の2、1828の9、1828の16、1847の1、1850の2、1855の1、1855の6、1856、1857の1、1857の2、1861、1862の1、1862の2、1863の1、1866の1、2073の1、2162の3、2162の6、2163、2165の1、2166の3、2168の1、平谷村737の623、737の624、737の647、737の648・737の649(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、737の650、737の1469(次の図に示す部分に限る。)、北安曇郡小谷村大字北小谷字桂小屋10909の1、10920、上水内郡信州新町大字越道字さいの神7888、7889、7895のイ、7898の1、7898の2、7899の2、7902の1、7902の2、7908の1、7909のイ、7909のロの1、7909のロの2、7910、7911、7912の1、7912の2、7913の1、7913の2、7914、7916の1、7916の2、7917の1から7917の3まで、7918の1、7918の2、7922のロ、7923の1、7926の1、7926の2、7926の4、7928の1、7931の1

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

清内路村1816の3・1826の16・1847の1・1855の1・1855の6・1856・1857の1・1857の2・1863の1・2073の1・2162の3・2162の6・2163・2165の1・2168の1(以上15筆について次の図に示す部分に限る。)、平谷村737の623・737の624・737の647・737の648・737の1469(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)、字桂小屋10909の1、10920、字さいの神7888、7889、7895のイ、7898の1、7898の2、7899の2、7902の1、7902の2、7908の1、7909のイ、7909のロの1、7909のロの2、7910、7911、7912の1、7912の2、7913の1、7913の2、7914、7916の1、7916の2、7917の1から7917の3まで、7918の1、7918の2、7922のロ、7923の1、7926の1、7926の2、7926の4、7928の1、7931の1

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林保全課並びに飯田市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

長野県告示第349号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成15年7月22日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年7月7日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 路線名 143号
 (2) 供用を開始する区間
 小県郡青木村大字田沢字青木120番の4地先から
 小県郡青木村大字田沢字小山下23番の3地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成15年7月7日
- 2(1) 路線名 254号
 (2) 供用を開始する区間
 小県郡丸子町大字平井字観音脇1037番の1地先から
 小県郡丸子町大字平井字中村1289番の2地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成15年7月7日
- 3(1) 路線名 254号
 (2) 供用を開始する区間
 小県郡丸子町大字平井字下弓場1769番の1地先から
 小県郡丸子町大字平井字下弓場1758番地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成15年7月7日
- 4(1) 路線名 406号
 (2) 供用を開始する区間
 小県郡真田町大字長字菅平1223番の5573地先から
 小県郡真田町大字長字菅平1223番の1751地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成15年7月7日
- 5(1) 路線名 406号
 (2) 供用を開始する区間
 小県郡真田町大字長字菅平1223番の6195地先から
 小県郡真田町大字長字菅平1223番の6358地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成15年7月7日
- 6(1) 路線名 真田東部線
 (2) 供用を開始する区間
 小県郡東部町大字祢津字清水田1824番の3地先から
 小県郡東部町大字祢津字清水田1823番の1地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成15年7月7日
- 7(1) 路線名 真田東部線
 (2) 供用を開始する区間

- 小県郡東部町大字鞍掛字刺り田423番の1地先から
 小県郡東部町大字鞍掛字中原869番の3地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成15年7月7日
- 8(1) 路線名 丸子信州新線
 (2) 供用を開始する区間
 小県郡丸子町大字西内字土合1240番の5地先から
 小県郡丸子町大字西内字土合1258番の3地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成15年7月7日
- 9(1) 路線名 上田丸子線
 (2) 供用を開始する区間
 上田市大字神畑字大道上717番の1地先から
 上田市大字神畑字大道上840番の2地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成15年7月7日
- 10(1) 路線名 小諸上田線
 (2) 供用を開始する区間
 上田市大字古里字道地2532番の1地先から
 上田市大字古里字道地1679番の1地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成15年7月7日
- 11(1) 路線名 小諸上田線
 (2) 供用を開始する区間
 上田市大字古里字道地2510番の7地先から
 上田市大字古里字道地2485番の1地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成15年7月7日
- 12(1) 路線名 小諸上田線
 (2) 供用を開始する区間
 上田市大字古里字道地2488番の9地先から
 上田市大字常入字袴田437番の1地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成15年7月7日
- 13(1) 路線名 別所丸子線
 (2) 供用を開始する区間
 小県郡丸子町大字中丸子字中川原1518番の1地先から
 小県郡丸子町大字中丸子字胡桃坂1354番の5地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成15年7月7日
- 14(1) 路線名 東部孀恋線
 (2) 供用を開始する区間
 小県郡東部町大字滋野字沢田534番の6地先から
 小県郡東部町大字滋野字牧家2289番の14地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成15年7月7日
- 15(1) 路線名 芦田大屋停車場線
 (2) 供用を開始する区間
 小県郡丸子町大字藤原田字山崎609番の1地先から
 小県郡丸子町大字藤原田字荒屋586番の1地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成15年7月7日
- 16(1) 路線名 南原長瀬線
 (2) 供用を開始する区間
 小県郡丸子町大字生田字二ツ井戸5071番の1地先から
 小県郡丸子町大字生田字道添3901番の5地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成15年7月7日
- 17(1) 路線名 下原大屋停車場線
 (2) 供用を開始する区間
 上田市大字殿城字深区465番の1地先から
 上田市大字殿城字深区447番地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成15年7月7日

道路維持課

長野県告示第350号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成15年7月22日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県豊科建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年7月7日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 路線名 豊科インター堀金線
- (2) 供用を開始する区間
南安曇郡豊科町大字南穂高字寺所118番の3地先から
南安曇郡豊科町大字南穂高字寺所642番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年7月7日

- 2(1) 路線名 小岩岳穂高停車場線
- (2) 供用を開始する区間
南安曇郡穂高町大字有明9614番の2地先から
南安曇郡穂高町大字有明9356番地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年7月7日
- 3(1) 路線名 梓橋田沢停車場線
- (2) 供用を開始する区間
南安曇郡豊科町大字南穂高字寺所120番の5地先から
南安曇郡豊科町大字南穂高字寺所111番の24地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年7月7日
- 4(1) 路線名 豊科大天井岳線
- (2) 供用を開始する区間
南安曇郡堀金村大字烏川16番のロ地先から
南安曇郡堀金村大字烏川16番のハ地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年7月7日

道路維持課

長野県告示第351号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年7月22日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年7月7日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 143号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
小県郡青木村大字田沢字青木120番の4地先から 小県郡青木村大字田沢字小山下23番の3地先まで	旧	m 7.5~10.0	km 0.5049
同 上	新	8.8~13.0	0.5049

- 2(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 254号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
小県郡丸子町大字平井字観音脇1037番の1地先から 小県郡丸子町大字平井字中村1289番の2地先まで	旧	m 10.6~15.0	km 0.2407
同 上	新	11.0~15.0	0.2417

- 3(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 254号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
小県郡丸子町大字平井字下弓場1769番の1地先から 小県郡丸子町大字平井字下弓場1758番地先まで	旧	m 12.0~21.4	km 0.0967
同 上	新	14.6~21.4	0.0967

4(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 406号

(3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
			m	km
小県郡真田町大字長字菅平1223番の5573地先から	小県郡真田町大字長字菅平1223番の1751地先まで	旧	7.5~12.0	0.1000
同	上	新	8.5~15.0	0.1000

5(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 406号

(3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
			m	km
小県郡真田町大字長字菅平1223番の6195地先から	小県郡真田町大字長字菅平1223番の6358地先まで	旧	7.2~13.0	0.3030
同	上	新	12.2~15.5	0.3030

6(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 真田東部線

(3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
			m	km
小県郡東部町大字祢津字清水田1824番の3地先から	小県郡東部町大字祢津字清水田1823番の1地先まで	旧	9.2~16.4	0.0957
同	上	新	11.8~17.2	0.0957

7(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 真田東部線

(3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
			m	km
小県郡東部町大字鞍掛字刺り田423番の1地先から	小県郡東部町大字鞍掛字中原869番の3地先まで	旧	10.0~17.5	0.4655
同	上	新	10.5~17.8	0.4655

8(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 丸子信州新線

(3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
			m	km
小県郡丸子町大字西内字土合1240番の5地先から	小県郡丸子町大字西内字土合1258番の3地先まで	旧	3.9~10.0	0.1393
同	上	新	3.9~10.0	0.1393

9(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 上田丸子線

(3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
	上田市大字上田原字島原1349番の1地先から 上田市大字神畑字大道上840番の2地先まで	旧	m 7.0~9.0	km 0.5747
同	上	新	14.0~28.4	0.5747

10(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 小諸上田線

(3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
	上田市大字古里字道地2532番の1地先から 上田市大字古里字道地1679番の1地先まで	旧	m 14.4~17.6	km 0.1042
同	上	新	16.0~26.2	0.1042

11(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 小諸上田線

(3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
	上田市大字古里字道地2510番の7地先から 上田市大字古里字道地2485番の1地先まで	旧	m 7.0~16.4	km 0.1750
同	上	新	10.0~17.0	0.1750

12(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 小諸上田線

(3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
	上田市大字古里字道地2488番の9地先から 上田市大字常入字袴田437番の1地先まで	旧	m 9.0~12.8	km 0.1042
同	上	新	13.4~30.0	0.1042

13(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 別所丸子線

(3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
	小県郡丸子町大字中丸子字中川原1518番の1地先から 小県郡丸子町大字中丸子字胡桃坂1354番の5地先まで	旧	m 6.8~12.5	km 0.1069
同	上	新	6.8~12.5	0.1069

14(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 東部孺恋線

(3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
			m	km
小県郡東部町大字滋野字沢田534番の6地先から	小県郡東部町大字滋野字牧家2289番の14地先まで	旧	4.4～9.5	0.1507
同	上	新	4.4～23.0	0.1507

15(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 芦田大屋停車場線

(3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
			m	km
小県郡丸子町大字藤原田字山崎609番の1地先から	小県郡丸子町大字藤原田字荒屋586番の1地先まで	旧	7.0～11.0	0.1114
同	上	新	12.8～16.2	0.1114

16(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 南原長瀬線

(3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
			m	km
小県郡丸子町大字生田字二ツ井戸5071番の1地先から	小県郡丸子町大字生田字道添3901番の5地先まで	旧	7.0～13.0	0.2942
同	上	新	10.5～17.0	0.2963

17(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 下原大屋停車場線

(3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
			m	km
上田市大字殿城字深区465番の1地先から	上田市大字殿城字深区447番地先まで	旧	9.0～17.4	0.1935
同	上	新	11.5～17.4	0.1935

道路維持課

長野県告示第352号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年7月22日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県豊科建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年7月7日

長野県知事 田中康夫

1(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 豊科インター堀金線

(3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
			m	km
南安曇郡豊科町大字南穂高字寺所118番の3地先から		旧	12.0~20.8	0.1906
南安曇郡豊科町大字南穂高字寺所642番の1地先まで				
同	上	新	12.0~22.0	0.1906

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 小岩岳穂高停車場線

(3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
			m	km
南安曇郡穂高町大字有明9614番の2地先から		旧	6.3~10.0	0.5963
南安曇郡穂高町大字有明9356番地先まで				
同	上	新	7.3~13.5	0.5968

3(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 梓橋田沢停車場線

(3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
			m	km
南安曇郡豊科町大字南穂高字寺所120番の5地先から		旧	15.0~18.8	0.0905
南安曇郡豊科町大字南穂高字寺所111番の24地先まで				
同	上	新	15.0~30.2	0.0905

4(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 豊科大天井岳線

(3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
			m	km
南安曇郡堀金村大字烏川16番のロ地先から		旧	5.0~11.5	0.1730
南安曇郡堀金村大字烏川16番のハ地先まで				
同	上	新	5.0~35.0	0.1724

道路維持課